

-----  
**監 査 公 表**  
-----

津市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年12月19日

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 平 岡 益 生  
同 永 田 正  
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日及び監査対象部局

監査実施年月日	監 査 対 象 部 局
平成19年 8月23日	建設部 建設管理課、事業調整室、道路建設課、道路維持課、 市営住宅課、営繕課 防災危機管理室 選挙管理委員会事務局 収入役室
平成19年 8月28日	下水道部 下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課、河川課 水道局 水道総務課、営業課、工務課、浄水課、久居水道事業 所、安芸水道事業所、一志水道事業所（美杉分室を含 む。）

第2 監査対象年度

平成18年度（以下「当年度」という。）

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、部課長等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

なお、下水道部及び水道局については、現地に出向き実施した。

### 第4 監査の着眼点

監査に当たっては、主として以下の点に着眼し、実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは適切に行われているか。
- 4 財産の管理は適切に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は適切に行われているか。
- 6 事務処理は効率的かつ効果的に行われているか。
- 7 事務処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。

### 第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、全般的には事務処理、財政運営とも適切に実施されていたが、一部において後述するように事務処理の不備等が見受けられたので、速やかに対処するよう指導した。また、監査時に見られた修正が望まれる軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各部課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

なお、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては「指導事項」に、今後、事務処理等の適正化・効率化を図るための検討を求めるものなどについては「所見」に記載した。

#### ■建設部

##### 建設管理課

当課では、部の業務に係る総括・調整のほか、道路、水路の占用許可及び占用料の徴収、道路台帳の整備、地籍調査に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

道路台帳の整備については、当年度末に道路網図の統合が完了し、路線情報の一部が検索可能となったところであるが、今後は道路台帳のデータ統合作業を速やかに進められ、道路行政の効率化に活用できるようにされたい。

地籍調査事業については、これまで順次実施されてきているところであるが、実施計画面積684.83平方キロメートルに対して、当年度末の調査済面積は12.42平方キロメートルで、進捗率は1.8パーセントであることから、制度のPRを行いつつ、引き続き積極的に取り組まれるよう期待するものである。

### 事業調整室

当室では、幹線道路の整備促進及び国、県、関係団体との調整等に係る事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

国道23号中勢バイパスの整備については、当年度、津(野田)工区の一部が開通し、鈴鹿・津工区と津(神戸)工区が新規事業化されたところであるが、当地域における同バイパスの必要性を踏まえ、速やかな全線開通に向け、今後とも国、県、関係団体と協働し地元調整に努められたい。

### 道路建設課

当課では、都市計画による街路事業の調査・計画及び工事の設計・施工のほか、道路及び橋梁の新設、改良等に伴う用地取得並びに工事の設計・施工に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

「中河原高洲町第3号線道路改良事業」について、当該工事は「入札執行後、地元との調整に不測の日数を要した」とのことで、工期延長を余儀なくされ、結果として平成19年度に繰り越されたものであるが、できる限り速やかに工事を完了されるよう取り組まれたい。

「上浜元町線街路事業」に係る物件移転補償について、事業者への補償

に消費税相当額を含める場合、当該事業者の仕入れ税額控除に係る要否判定を「事業者の聞取りを行った結果」により判断されているが、要否判定の際には、「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の資料を確認の上、その結果も記録・保管されたい。

### 道路維持課

当課では、道路、橋梁、水路及び交通安全施設などの補修工事の設計・施工のほか、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の除却に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所見

道路・橋梁の維持管理において、最近、木曾川大橋の鋼材破断などの事例が発生していることから、経年劣化が原因と思われる事故の未然防止のため、施工履歴などを踏まえた長期的な維持管理計画の策定を検討され、効率的、効果的な維持管理に取り組まされたい。

道路維持工事などに当たっては、再生資源及びリサイクル製品等を利用した環境面への取組みがなされているが、道路照明灯についても、けい光水銀ランプから経済性・耐久性に優れた高圧ナトリウムランプへの計画的な更新を行うなど、環境負荷への低減に取り組まされたい。

### 市営住宅課

当課では、市営住宅等に係る施策の計画・調整、管理・処分、維持修繕、入居・退去及び家賃の徴収のほか、住宅新築資金等貸付事業に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所見

市営住宅は、平成19年4月1日現在、382棟・2,429戸あるが、その多くが昭和45年から50年頃に集中して建設され、施設の老朽化が著しいことから、財政上の制約も踏まえつつ、計画的に維持管理されるよう望むものである。

市営住宅の耐震診断については、階数の多い住宅から順次実施されているが、耐震化の施工率は、平成19年4月1日現在、約61パーセントと低いいため、今後速やかに耐震診断を実施され、入居者の安全確保に努められたい。

家賃及び住宅新築資金等貸付金に係る元利償還金の収入未済額については、当年度末でそれぞれ約3億5千万円及び約8億3千万円と多額になっており、家賃については、督促状の発送をはじめ、個別訪問、悪質な家賃滞納入居者に対する明渡請求等の法的措置（当年度1件）が講じられているが、入居者の公平性を確保するため、今後もより一層滞納整理の強化に努められたい。

また、住宅新築資金等貸付金についても、当該事業特別会計へは毎年度一般会計から繰入れを余儀なくされている状況にあることから、効果的な償還金徴収体制の確立を図りつつ、法的措置も含め、各総合支所との連携を密にした徴収率の向上に努力されたい。

### 営繕課

当課では、各部からの依頼により、建築物の新築、改築及び改修工事に当たっての見積設計、監理等に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所見

当年度は、新町小学校をはじめとした学校施設の耐震補強工事や、白銀環境清掃センター破砕処理施設改修工事、棕本浄化センター汚泥棟増築に伴う機械設備工事などの建築及び設備工事に係る設計、監理等が行われたところである。

今後早急な対応が必要とされる、耐震補強工事や施設の老朽化に伴う設備改修工事など、見積・設計等の依頼件数が増加するものと思われるが、限られた人員のなか、関係部局との密接な連携のもと、業務の効率化に留意され、より円滑に事業が実施できるよう努められたい。

なお、設計・監理業務においては、新工法などの技術習得が必要不可欠となることから、関係研修会への参加に努めるなど、職員それぞれの知識・技術の向上に期待するものである。

### ■防災危機管理室

当室では、地域防災計画に基づく災害対策の総合調整、災害対策本部・自主防災組織の設置及び育成強化、木造住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進、危機管理に係る事務の総括及び国民保護計画に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

## (2) 所 見

平成19年4月に当地域で震度5弱の強い地震が発生し、改めて震災に対する関心が高まるなか、地震被害の軽減対策として、木造住宅の耐震診断事業（当年度実績800件）が実施されているが、耐震化が必要と判断された住宅も、多くが耐震補強事業（当年度実績32件）へと繋がっていないことから、地震災害を最小限に抑えるため、更なる耐震化の普及啓発に努められたい。

平成19年8月23日現在、自主防災組織の組織率は99.8パーセントで、ほぼ市内全域に設置されたところであるが、予想される東海・東南海地震にも備えるため、更なる防災意識の向上をはじめ、組織体制の強化や定期的訓練の実施など必要な対策に取り組まれたい。

これら自主防災組織に対しては、防災用資機材が貸し付けられているが、更新・修理等で将来的に管理が困難になることが予想されることから、その対応について検討されたい。

避難所に設置されている、ろ水機については、保守点検業務において、16箇所不良箇所が確認されているが、災害時、正常に稼働できるよう速やかに修繕を行われたい。

## ■選挙管理委員会事務局

当事務局では、平常時における選挙に関する啓発・周知、永久選挙人名簿の調製等の事務並びに選挙時における各種選挙の管理執行に係る事務などを行っている。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所 見

市域における投票区については、131投票区から125投票区への統廃合が行われているが、投票区の最多有権者数は6,253人、最少が83人（いずれも平成19年6月2日現在）となっていることから、今後も地域の実情などに配慮し、引き続き見直しが望まれるところである。

直近の選挙における投票率については、県内・全国平均を上回っているが、更なる投票率の向上のため、啓発活動の一環として実施されている白バラ講演会の開催などを通じ、より効果的な選挙啓発に努められたい。

開票作業所要時間について、平成19年7月の参議院選挙においては改善に取り組み、時間短縮が図られたが、経費の削減効果も得られることから、今後、開票事務のみならず投票事務においても効率的な作業の取組

みに努められたい。

## ■収入役室

当室では、現金、有価証券の出納・保管、支出負担行為の確認、債権者への支払い、決算の調製に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所 見

現在、市の施設の電気・ガス・水道・電話料金の請求が月約2,000件に及んでおり、公共料金支払管理（口座引落）システムの平成20年度の稼働に向けて調整が図られているところであるが、当該支払事務が簡素・効率化されることにより、経費削減にも繋がることが期待できることから、その円滑な実現を望むものである。

また、地方公会計の改革（複式簿記方式の導入など）が見込まれるなか、所要の準備に取り込まれるなど、更なる事務の効率化及び迅速化に努められたい。

資金の運用については、「津市資金管理及び運用基準」に基づき、金融機関の経営分析や市場金利の動向などを注視しながら、今後とも安全で確実かつ有利な運用に努められたい。

## ■下水道部

### 下水道管理課

当課では、下水道事業に係る計画及び調整、市街化区域内の排水施設の新設及び改良の計画、公共下水道の供用開始に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

下水道普及向上預金（みずすまし預金）補助金について、計算誤りが1件見られたので、適正に処理するよう指導した。

### (2) 所 見

下水道事業特別会計については、現在、官公庁会計（単式簿記）方式により処理されているが、下水道使用料の適切な算定、将来にわたる経営状況の明確化等を図るため、公営企業会計（複式簿記）の導入が望まれていることから、これに向けて取組みを進められたい。

当年度は一般会計から下水道事業特別会計に約56億円が繰り出されているが、雨水処理経費など一般会計が負担すべき経費と、本来、下水道使

用料などで賄われるべき経費（汚水処理経費など）との負担区分の明確化と併せ、下水道使用料についても適正化に努められたい。

雨水流出抑制策として、補助金制度により、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留施設への転用を図られているが、対象施設の目標数を設定し、効果の検証を行われるとともに、既設置者に対しては、浸水時に当該施設が有効に機能できるよう広報・啓発を図られたい。

受益者分担金・負担金及び下水道使用料の当年度末収入未済額は、それぞれ3,552万2千円及び1億725万1千円と相当額になっているため、今後とも負担の公平及び歳入確保の観点に立った滞納対策の強化を図られたい。

### 下水道建設課

当課では、公共下水道事業に係る設計及び施工・管理に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所見

当年度も各処理区における流域関連公共下水道事業のほか、単独公共下水道事業及び都市下水路事業が実施されているが、平成19年度末の工事整備率の見込みは、流域関連公共下水道において、雲出川左岸処理区で73.0パーセント、志登茂川処理区で40.8パーセント、松阪処理区で84.9パーセントとなっている。

また、単独公共下水道については、全市で94.8パーセントとなっているほか、都市下水路については、事業費ベースで栗真町屋57.9パーセント、上浜97.0パーセントとなっているが、当年度からの事業が相当繰り越され、事業進捗の遅れが懸念されている。

当該繰越しについては、市町村合併の影響などから、やむを得ない面もあるが、安全管理に十分留意され、計画的に事業執行がなされるよう望むものである。

### 下水道施設課

当課では、終末処理場、下水道ポンプ施設及び排水施設に係る設備工事・修繕の設計及び施工・管理、下水道管きよ等に係る維持工事・修繕の設計及び施工・管理に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

## (2) 所見

当年度においては、上浜第一排水機場ポンプ設備改修工事をはじめ、藤方第二排水機場遠方監視集中システム設置工事、下水道管現況調査業務の委託などが実施されたところであるが、台風や集中豪雨に備えて、施設整備計画に基づき、排水施設の整備及び管きよの維持管理事業を着実に進められるよう望むものである。

中央浄化センターから発生する処理後の汚泥ケーキについては、土壌改良材あるいは肥料としての利用を促進されるなど、減量化に取り組まれているところであるが、設備機器等の老朽化対策、汚泥から発生する臭気対策、津市南部産業廃棄物最終処分場の埋立容量の限界など、様々な課題があることから、引き続き施設の保全管理と併せた減量化方策の検討を進められたい。

## 河川課

当課では、準用河川の改修等に係る設計及び施工・管理、砂防事業、急傾斜地崩壊防止対策事業の調整等に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

当年度の河川維持事業では、高郷井排水路改修工事をはじめ、準用河川月見川やサイエンス1号調整池などの草刈業務委託、藤方地内排水路のしゅんせつ業務委託などが実施され、河川改修事業では、準用河川五六川における護岸工事のほか、同河川改修に伴う用地測量の実施など第三期事業が開始されたところである。

土地利用の進展に伴う保水、遊水機能の減少により、河川への負担も増大していることから、全市的な排水対策の一環として、引き続き五六川河川改修第三期事業に取り組まれるとともに、準用河川、幹線水路、調整池等の維持管理と併せ、急傾斜地崩壊対策事業の着実な実施にも努められたい。

## ■水道局

### 水道総務課

当課では、水道事業及び簡易水道事業の経営管理並びに経理、契約、財産管理に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

行政財産の使用許可書において、条件に不服がある場合は「市長に審査

請求することができる」旨などの教示に改めるよう指導した。

## (2) 所見

水道関係施設で、33の浄水施設のうち18施設が、99の配水池施設のうち39施設が昭和55年までに建設され、老朽化しており、管路についても耐震化率が低いことから、「津市水道事業基本計画」(平成19年3月策定)のもとに、これら施設の耐震化率の向上と老朽施設の更新等が望まれる。

しかしながら、当年度の水道事業会計決算状況は、市町村合併時に最も安価な水道料金に統一したことなどから、多額の純損失を生じ、繰越欠損金を加えた未処理欠損金は11億円超で、企業債残高も166億円以上となって、当該計画推進への影響も懸念されるため、水道料金の改定をはじめとする経営の健全化に向けた取組みを一層加速されたい。

簡易水道事業については、平成28年度までに水道事業との経営統合が進められつつあるが、水道未普及地域の解消を目指して、既存施設の効率化や経費の削減を図られるとともに、簡易水道料金のあり方も含めた経営の健全化方策に現段階から着実に取り組まされたい。

## 営業課

当課では、検針、料金計算、収納、給水工事に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

水道料金の当年度末未収金は、約4億3千万円となっており、平成19年8月から料金滞納分の収納業務が外部委託されているが、今後、その効果も検証しながら収納率の一層の向上に努められたい。

メーター検針業務については、現在、個人に委託(委託金額約6,145万円)されているが、より効果的・効率的な業務の実施に向けた検討を進められたい。

## 工務課

当課では、給配水管、管網等の整備及び老朽管の布設替え等の維持管理並びに漏水調査に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

現在、水道施設の維持管理を効率的に行うため、合併前の旧市町におい

て構築された既存の水道管理システムのデータを有効活用し、市域における水道施設を網羅した水道管理総合システムの導入に向けた取り組みを進められているところであるが、同総合システムにより、災害時の復旧対応及び施設更新時期の平準化と費用の効率化が期待できることから、その速やかな実現に努められ、維持管理に要する費用対効果を高められるよう望むものである。

## 浄水課

当課では、浄水場、ポンプ場の運転・維持管理、水質検査、利水調整、水源の水質保全に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

三雲・高茶屋の両浄水場においては、浄水施設の運転・維持管理の一部民間委託により、効率的な水道経営に寄与されているが、今後も、片田浄水場における運転管理の一部民間委託などにより、事業の効率化に努められるとともに、巡回点検や水質管理などの作業を通じ、安全でおいしい水道水を安定供給されるよう望むものである。

また、浄水施設の維持管理等の作業に当たっては、平成19年2月の片田取水口における臨時職員の死亡事故を教訓として、労働安全衛生法に基づく再発防止と体制の確立に努められたい。

## 久居水道事業所、安芸水道事業所、一志水道事業所（美杉分室を含む。）

各事業所では、管内における水道料金の収納のほか、給水工事及びポンプ場・配水場の施設等の維持管理に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

各事業所において、漏水等の緊急時の対応を行っているが、特に安芸及び一志水道事業所においては、老朽化した浄水場、配水場、管路が多く、故障、漏水が多発している。

このため、安定した水道水が供給できるよう、今後とも各事業所における管路等水道施設の維持管理に十分留意されたい。